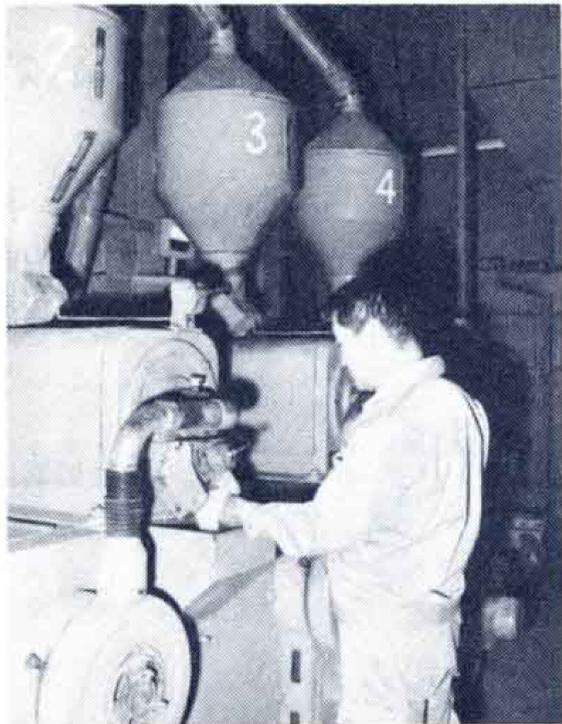


お米の配給通帳がなくなりました

知っていますか

食糧管理法改正のあらまし



富士米殻での精米のようす

配給通帳を使ってお米を買う人は今では、まずいないでしょう。

制度の建前と日常の実態がかけ離れていたのが「食糧管理法」です。

この法律は、太平洋戦争時の昭和17年に、食糧の不足を配給制度によって公平に配分するために作られましたが、ほとんど変えられずに来たので、今の時代にそぐわない問題が生じていました。

しかし、この食糧管理制度は、日本人の主食である米に関して重大な役割を持っています。

このため、国が責任をもって国民へ供給し、稲作の安定を図るという基本を維持しながら、現状に合った法改正が行われました。

そこで、どのように改正されたのか、そのあらましを……。

配給制度の廃止

米を公平に配分するために設けられていた、配給制度が廃止されました。それによって米穀通帳は、通常の時には必要ありませんので廃止されました。

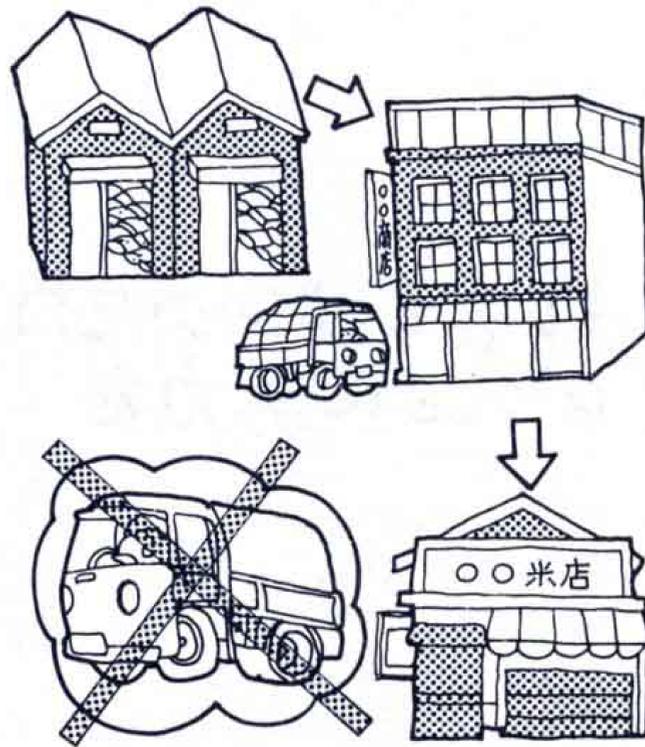
しかし、緊急時には、配給制度を復活できるようになっています。



米袋が続々と積みま
ます(富士米穀で)

基本計画と供給計画

政府が消費者と生産者との間に立って品質への配慮や時々の需給に対応していくため、米の管理に関する基本



計画をつくり、毎年公表していくことになりました。この基本計画は関係者の指針ともなるものです。

また消費者に米を安定して供給するため、供給計画もつくることになりました。

転入してきた年の住民税は



(こえ) 私は、一月十日に蒲原町から富士市に転入してきました。今年の住民税の申告は、富士市にすればよいと思

っていたところ先日、蒲原町役場から申告用紙が届きました。今年に限って言えば蒲原町に住んでいたのは僅か十日位でほとんど富士市で生活するのです。それでも蒲原町に申告しなければならぬのでしょうか。

(おこたえします)

五十八年度の住民税は、蒲原町に申告し、税金も納めることとなります。

確かに、おたすねのとおり一年の内、大半は富士市で生活するのですから、富士市に申告したいお気持はよくわかりますが、住民税の賦課期日に、どこに住んでいたかによって判定いたします。

地方税法第二百十八条で「個人の市町村住民税の賦課期日は、当該年度の初日に属する年の一月一日とする。」と定められています。この規定をあなたに当てはめますと一月一日の時点は蒲原町に住んでいたのですから蒲原町で課税します。

住民税は、一月一日に住んでいた市町村に税金を納めなければならぬということをお覚えておいてください。

なお、申告期限は三月十五日です。お忘れなく……。

(市民税課)